

議員提出第4号議案

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年6月19日

提出者

細田重雄	成相安信	福岡田正明
森山健一	五百川純寿	岡本昭二
絲原徳康	大園屋山繁	中白石池石信
田中八洲男	角智子隆	須山根田成
須山藤勇彦	加藤雅彦	高橋野和彦
高吉見康裕	高見康剛	吉見康剛
多々納人二	坪内涼	多々納人二

(別紙)

「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長  
を求める意見書

平成13年4月に施行されたこの法律は10年間の時限立法であったが、原子力発電施設等立地地域の振興を促進するため、平成23年4月から10年間延長されたところである。

これまで県では、この法律に基づき国において決定された振興計画の事業の推進に取り組んできたところであるが、厳しい財政状況等から、法定期限内の事業完了は困難な状況である。

また、福島第一原子力発電所の事故以降、原子力発電施設自体の安全対策に加え、原子力災害を想定した広域避難などの防災対策を推進することが重要であり、安全安心な生活環境の整備が強く求められている。特に、全国で唯一県庁所在地に原発が立地する本県においては、今後も引き続き、この法律の特別措置を活用して、避難や物資輸送等のための道路整備などの事業の進捗を図る必要がある。

国では、平成30年7月に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、原子力発電を「運転コストが低廉で温室効果ガスの排出もないことから、安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源」と位置づけ、立地自治体との信頼関係構築にあたっては、「立地地域に対する産業振興や住民福祉の向上、防災対策のための予算措置、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の活用などにより取組を進め、課題解決を図ることとする」とされている。

よって、国におかれては、法律の期限延長について措置するとともに、原子力発電施設等立地地域の指定にあたっては、市町村合併等を考慮した地域の実情に応じ弾力的な運用を図るとともに、補助率の嵩上げ率の引き上げや特例措置の適用対象事業の拡大など、地域の特色に合った地域振興が図られるよう必要な措置を講ぜられることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年6月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣府科学技術政策担当大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
環境大臣